

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度
空き家再生等推進事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 15 日 住宅都市局長決定
令和 3 年 3 月 30 日 都市局長最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き家を地域の交流拠点等に利用することにより、地域の活性化に寄与するため、空き家の改修工事に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等であり、今後も居住の用途に供される見込みのない住宅又は従来の用途に供される見込みのない空き建築物をいう。
- (2) 地域活動 地域の課題を解決又は改善する取り組みや、地域特性及び地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めることを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。
- (3) 耐震基準 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）」別添）に定める、地震に対して安全な構造であることが確かめられる基準又は市長がこの基準と同等以上と認めるものをいう。

(対象となる空き家)

第 3 条 補助事業の対象となる空き家は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 神戸市の市街化区域内に存すること。
- (2) 第 7 条第 1 項の規定による交付申請の時に空き家であること。
- (3) この要綱に基づく補助金のほか、この要綱に基づく補助金の交付対象とする改修工事と同一の部位に対して、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。
- (4) 補助金の交付対象とする改修工事をすでに実施していないこと。
- (5) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。

(6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等関係法令を遵守したうえで地域活動に供すること。

(7) 耐震基準を満たしたうえで地域活動に供すること。

（対象となる地域活動）

第 4 条 補助事業の対象となる地域活動は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 地域コミュニティ維持・再生を目的に、対象となる空き家を改修して、10 年以上継続的に次に掲げる用途のいずれかに活用するものであること。

ア 滞在体験施設

イ 交流施設

ウ 体験学習施設

エ 創作活動施設

オ 文化施設

カ 周辺地域住民が利用するコワーキングスペース又はシェアオフィス

キ その他市長が認める用途

(2) 前号の規定に係らず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動の用途に活用するものでないこと。

(3) 当該空き家の所有者全員の承諾を得たものであること。

（対象者）

第 5 条 補助事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

(1) 地域活動に供する空き家の所有者（予定を含む）

(2) 地域活動に供する空き家の借借人（予定を含む）

2 補助事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 神戸市税の滞納のある者

(2) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等

（対象経費）

第 6 条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が地域活動のために当該年度内に実施する空き家の改修工事に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

(1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費

(2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費

(3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費

(4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費

- (5) 通信環境の整備工事に要する経費
- (6) 耐震基準を満たすために実施する耐震改修工事に要する経費
- (7) その他市長が認める工事に要する経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。

- (1) 補助対象経費の合計に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）
- (2) 2,333千円

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、当該空き家の改修工事を実施する年度の募集期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号の2）
- (3) 空き家の位置図
- (4) 空き家の所有者がわかる書類（公図及び登記事項証明書等（原則、発行日から3か月以内のもの））
- (5) 空き家を賃借して活用する場合にあつては、賃貸借契約書等の写し
- (6) 空き家を賃借して活用する場合にあつては、空き家の所有者による承諾書（様式第1号の3）
- (7) 空き家期間がわかる書類（電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書等）
- (8) 耐震基準を満たしている又は満たす見込みであることがわかる書類
- (9) 改修工事の内容がわかる改修前及び改修後の平面図
- (10) 改修前の写真（外観及び改修工事予定箇所）
- (11) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し
- (12) 事務代行を依頼する場合にあつては、事務代行届（様式第1号の4）
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号の賃貸借契約書の写しについては、賃貸借契約が未締結の場合、その契約書の案又は入居募集広告等に代えることができる。この場合は、第14条に規定する実績の報告までに、賃貸借契約書の写しを提出するものとする。

(地域への説明)

第9条 申請者は、地域活動の用途や運営方法など当該空き家の活用内容について、地域住民に事前に説明を行い、その状況を市長に報告しなければならない。なお、地域住民

との関係において、実施する地域活動が適当でないと認めたときは、補助金の交付の決定を取消す場合がある。

(補助事業の選定)

第 10 条 市は、交付の申請があった補助事業を審査会により審査し、交付の対象とする補助事業の選定を行うものとする。

2 前項の審査会及び審査に関することは別に定める。

(交付の決定)

第 11 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の着手)

第 12 条 補助事業の着手は、交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

(補助事業の変更等)

第 13 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認（以下「交付決定変更」という。）を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）に変更内容を確認できる書類を添付して、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 14 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、かつ交付決定を受けた日の属する市の会計年度の 3 月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）

- (2) 改修後の写真（外観及び改修工事実施箇所）
- (3) 改修後の最終図面
- (4) 耐震改修工事を実施した場合にあっては、耐震改修工事の実施状況がわかる写真等
- (5) 補助対象経費に係る契約書等、明細書及び請求書又は領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 15 条 市長は、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）における交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の請求を、補助事業を請け負った者に委任することができる。委任をする場合は、受領委任状（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 4 補助事業者は、次の各号のすべてに該当する場合は、第 1 項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。この場合、市長は、補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。
 - (1) 第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書に補助金の振込口座の指定があること。
 - (2) 交付決定及び交付決定変更にあたって、この要綱及び補助金規則に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。
 - (3) 第 2 項に規定する受領委任をしないこと。
 - (4) 交付申請額が交付決定額と同額であること。

（交付決定の取消し）

第 17 条 市長は、補助金規則第 19 条により交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第 18 条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類、帳簿及びその他の関係書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後 5 年間は保存しなければならない。

(状況報告・広報への協力)

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業の完了後、当該空き家の管理状況及び活用状況等について市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

3 前項に基づく了承について、補助事業者が当該空き家の所有者と異なる場合は、事前に所有者の承諾を得ておくこととする。

(業務の委託)

第 20 条 市長は、補助金の交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 6 月 3 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所	〒 ー
団体名	
代表者名	
電話番号	

※法人の場合、主たる事務所の所在地・名称・代表者氏名を記入

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業		
補助事業の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
空き家の概要	所在地（地番）	神戸市 区	
	所有者	(<input type="checkbox"/> 所有済 <input type="checkbox"/> 所有予定)	
	借借人	(<input type="checkbox"/> 借借済 <input type="checkbox"/> 借借予定)	
補助金の額	(千円未満切り捨て)		円
算出の基礎 (低い方に☑)	☐補助対象経費 × 補助率 2/3 =		円
	(↳ 補助対象経費 合計 ※税抜)		円)
	☐ 2, 3 3 3, 0 0 0 円		

<p style="text-align: center;">補助金の 振込口座 (いずれかに☑)</p>	<p><u>受領委任（業者に市から直接支払い）を行わない場合</u> <input type="checkbox"/> 事業完了後（実績報告後）、次の口座に振り込んでください。</p> <table border="1" data-bbox="582 295 1412 622"> <tr> <td style="width: 20%;">金融機関名</td> <td style="width: 40%;">銀行</td> <td style="width: 40%;">支店</td> </tr> <tr> <td>預金種目</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(カナ)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※申請者名と一致している口座名義とする。</p> <p><u>受領委任（業者に市から直接支払い）を行う場合</u> <u>計画変更の可能性がある場合</u> <input type="checkbox"/> 事業完了後（実績報告後）、補助金請求書を提出します。</p>	金融機関名	銀行	支店	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）		口座番号			口座名義			(カナ)		
金融機関名	銀行	支店														
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）															
口座番号																
口座名義																
(カナ)																
<p style="text-align: center;">誓約及び承諾事項 (確認のうえ☑)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 要綱の規定を遵守し、申請した内容に虚偽がないこと 2 補助金交付決定通知後に補助事業に係る契約を締結し、申請した内容を遵守すること 3 補助事業の完了後、当該空き家の状況等について市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこと 4 ホームページへの掲載等、市の広報において事例（当該空き家での地域活動を含む）として紹介することに承諾すること 5 本申請事項を確認するため、納税、暴力団との関係の有無等を含む調査を市長が実施することに承諾すること 6 建築基準法・都市計画法等関係法令を遵守すること 7 当該空き家の改修後、これを活用して10年以上継続的に地域活動を行うこと 8 <空き家所有者の場合>当該空き家の所有権を第三者に移転する場合は、この誓約・承諾の内容を説明するとともに内容を継承すること <p><input type="checkbox"/> 上記項目について、誓約及び承諾します。</p>															
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（様式第1号の2） ・ 空き家の位置図 ・ 空き家の所有者がわかる書類（公図及び登記事項証明書等（原則、発行日から3か月以内のもの）） ・ <賃借して活用する場合>賃貸借契約書等の写し ・ <賃借して活用する場合>空き家の所有者による承諾書（様式第1号の3） ・ 空き家期間がわかる書類（電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書等） 															

	<ul style="list-style-type: none">・耐震基準を満たしている又は満たす見込みであることがわかる書類・改修工事の内容がわかる改修前及び改修後の平面図・改修前の写真（外観及び改修工事予定箇所）・補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し・＜事務代行を依頼する場合＞事務代行届（様式第1号の4）・＜振込口座を記載する場合＞口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）・その他市長が必要と認める書類（ ）
--	--

以上

別記

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

※収支の計は、それぞれ一致する。

事業計画書

神戸市長 宛

(活用者)

住所		
団体名		印
代表者名		
電話番号		

※法人の場合、主たる事務所の所在地・名称・代表者氏名を記入

※申請者と活用者が同一の場合、押印は不要

空き家で実施する地域活動の事業計画について、下記のとおり提出します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業	
事業計画の内容	別紙のとおり	
空き家の所在地 (地番)	神戸市 区	
担当者連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	事務所： 携帯：
	FAX番号	
	メールアドレス	

1. 活動の名称	
2. 活動概要	
(活動期間)	年 月 日 ~ 年
(対象者)	想定する利用者 : 利用者数 (見込) : 人 (年間延べ人数)
(連携又は協力団体の有無)	<input type="checkbox"/> 有 (団体名 :) <input type="checkbox"/> 無
(活動内容)	<div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>該当する用途に☑してください。</p> <p><input type="checkbox"/>滞在体験施設</p> <p><input type="checkbox"/>交流施設</p> <p><input type="checkbox"/>体験学習施設</p> <p><input type="checkbox"/>創作活動施設</p> <p><input type="checkbox"/>文化施設</p> <p><input type="checkbox"/>周辺地域住民が利用するコワーキングスペース又はシェアオフィス</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> </div> <p>(以下、できるだけ具体的に記載してください。)</p>

3. 活動の目的・効果等

(1) 必要性（実施する理由や背景など）

地域の課題やニーズに応じたものであり、地域にとって必要なものか。

(2) 公益性

営利を目的とするものでないか。不特定多数の住民の利益増進に寄与するものか。

(3) 効果

地域コミュニティの維持・再生という目的を達成することが期待できるものか。
事業経費に見合った効果が期待できるか。

(4) 継続性（人員体制、資金計画など）

10年以上継続的に地域活動を実施することが可能と見込まれるものか。

(5) 独自性・波及効果

新しいアイデアや地域特性に応じた独自の視点・工夫を盛り込んだものか。
先進事例として、他の地域にとって参考になるものか。

(6) その他

空き家改修の承諾についてのお願い

年 月 日

(賃貸人) 様

(賃借人) 住所

団体名

代表者名

印

私が賃借している空き家の改修を、下記とおり実施したいので承諾願います。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業	
空き家の概要	所在地（地番）	神戸市 区
	構造	造
	床面積	m ²
改修の概要		
費用の負担	改修に係る費用は、すべて賃借人が負担します。	

承諾書

上記について、承諾いたします。

年 月 日

(賃貸人) 住所

氏名

電話番号

印

事務代行届

年 月 日

神戸市長宛

(申請者)

住所		
団体名		印
代表者名		

補助金に関する申請事務の手続きを下記のとおり代行させます。なお、代行者が行う申請事務の手続きについて、異議申し立てを行いません。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業		
代行者	住所		
	団体名		印
	担当者名		
	電話番号		

以上

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
補助金の交付対象事業 及びその内容等	補助金交付申請書に記載のとおり
所在地	神戸市 区
補助金の額	円
補助対象経費	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。補助事業の完了後、速やかにかつ当該年度の3月末日までに、市長に実績を報告しなければならない。

以上

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(申請者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で交付申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
不交付とした理由	

以上

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
団体名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
変更の理由及び内容	
補助金の額	(円) 円
算出の基礎	
添付書類	

※表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

以上

別記

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

※収支の計は、それぞれ一致する。

※表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
団体名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日	年 月 日

以上

補助金交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で変更承認申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
所在地	神戸市 区	
補助金の額	変更前	円
	変更後	円
	差引	円
補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
交付の条件	・補助金交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の「交付の条件」のとおりとする。	

以上

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
年 月 日

（補助事業者名）様

神戸市長

年 月 日付で中止（廃止）承認申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の 期日	年 月 日

以上

補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
団体名	
代表者名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日)
	完了年月日	(年 月 日)
補助金の額	(円)		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の写真（外観及び改修工事実施箇所） ・耐震改修工事を実施した場合には、耐震改修工事の実施状況がわかる写真等 ・補助対象経費に係る契約書等、明細書及び請求書又は領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類（) 		

※交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

以上

別記

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

※収支の計は、それぞれ一致する。

※表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で実績報告のあった下記事業について、次のとおり補助金の額を
確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
補助金の確定額	円
補助対象経費	円
特記事項	

以上

補助金請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

住所	〒 ー
団体名	
代表者名	

・振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座番号		
口座名義		
(カナ)		

※補助事業者名と一致している口座名義とすること。

※振込口座の口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること。

以上

受領委任状

年 月 日

神戸市長 宛

(委任者)

住所		
団体名		印
代表者名		

私は、下記1の受任者を定め、下記2の補助金に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者 ※法人の場合、主たる事務所の所在地・名称・代表者氏名を記入

住所	〒 —	
団体名		印
代表者名		

2. 補助事業の名称

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業

3. 受領委任する金額

金	円
---	---

4. 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座番号		
口座名義		
(カナ)		

※受任者名と一致している口座名義とすること。

※振込口座の口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること。（実績報告書に添付している「補助対象経費に係る請求書の写し」に振込口座の記載がある場合は不要）

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業
補助金の額	円
取消しの理由	

以上